Ref.No.B017B

女 性　Ａｎａｌｙｓｔ　賞　規　程

（目的）

本会では、分析化学に関する女性研究者、女性技術者及び女性企業経営者を顕彰することにより、女性の社会的進出を支援し、女性科学者、技術者の地位向上に寄与することを目的として、分析化学の学術的業績並びに分析技術の発展に貢献のあった女性科学者、技術者及び企業経営者に対して女性 Analyst 賞を制定する。

第１条　本会に女性 Analyst 賞（以下本賞という）を設け、本会会員、非会員に係わらず、分析化学に関する優秀な業績をあげた女性研究者、女性技術開発者あるいは女性企業経営者に、これを贈呈する。但し、団体会員は受賞の対象としない。学会賞、学会功労賞、技術功績賞受賞者は、受賞できない。また、同一年度の学会賞、学会功労賞、技術功績賞の受賞候補者となることはできない。奨励賞と同一内容で応募することはできない。

第２条　本賞の贈呈は原則として２件以内とする。

第３条　本賞は賞状及び賞牌とし、年会において贈呈する。

第４条　本賞を受けた者は、年会において女性 Analyst 賞受賞講演を行うほか、本会論文誌「分析化学」に受賞研究に関する総合論文を投稿するものとする。

第５条　会長は、各支部長、研究懇談会委員長並びに本会女性研究者ネットワークに推薦を依頼する。

第６条　推薦者は、１月末日までに推薦書、推薦理由書、履歴書及び説明資料を会長に提出する。

第７条　本賞候補者の選考は、女性 Analyst 賞審査委員会（以下審査委員会という）において行う。

２）審査委員は、企画戦略会議から選出された５名と、女性研究者ネットワークから選出された２名の計７名とする。審査委員の任期は１年とする。

３）審査委員長は、審査委員の互選により決定する。

４）審査委員として委嘱された者が、後日女性 Analyst 賞候補者として推薦を受けた場合、審査委員を辞任するものとする。

５）会長は、審査委員に欠員を生じた場合、審査委員会に諮り、後任を委嘱することができる。後任委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第８条　審査委員会は、推薦された候補者について審議を行い、本賞贈呈の価値ありと認めたもの２件以内を選考し、当人及び所属機関長の承諾を得て、選考結果を５月末日までに会長に報告する。

２）審査の方法は、別途定める賞審査規程による。

第９条　会長は、前条によって報告された候補者名を理事会に報告し、その承認を得て、本賞受賞者を決定する。

2016 年 12 月 26 日理事会制定承認、2018 年 10 月 30 日、2020 年 8 月 20 日、2021 年 8 月 10 日、2024 年 02 月 27 日一部修正、2026 年 7 月 8 日 B 改定